

期にわたって論議されてきているが、現在までのところスクラム失敗事故は発生確率が低く、クラス9の事故に属するとして（甲第五六一号証、三二頁）、安全対策上の対象から除外されてしまい、本件伊方原子力発電所をも含め、わが国の安全審査においても、スクラム失敗事故は「想定不適当事故」として、安全審査の除外にある。そして本件伊方原子力発電所の安全審査の事故解析においても、スクラムに際してわずか一本の制御棒の挿入不能という事故を想定しているにすぎず、この点について、原告は本件安全審査における事故選定および事故経過の恣意性を示すものとして強く批判してきたところである（控訴人準備書面（四）一七二頁）。セイラム一号炉の事故は、本件安全審査の右事故選定および事故経過の恣意性を如実に示したものというべきであって、本来、原子炉の安全審査にあっては、スクラムの失敗という事故を考慮することは必要不可欠であり、これを欠如した安全審査における事故解析や災害評価は、何ら審査の名に値しないものであることを、厳然たる事実をもって証明したのである。

すでにTMI原発事故によって完膚なきまでにその違法性と杜撰さを指摘された本件伊方発電所の安全審査は、セイラム一号炉の事故によって、その違法性と杜撰さはさらにダメを押されたものといつてよい。この点でも、本件安全審査が原子炉規制法二四条一項四号に違反する違法なものであることは明らかである。

6. 事態を深刻に受けとめているNRCは本件事故後、ともかく、米国内の全加圧水型炉に対し原子炉緊急停止措置の早急な改善を指示したが（甲第五七九号証）、被告は本件伊

方発電所をはじめとする国内全加圧水型原子炉に、全く同一の装置の採用を許可しているのに、依然として、「指摘された問題の箇所は、毎月一回点検しているので、日本での問題はない」などと言ってほおかむりをして（甲第五八〇号証）、いつもの姑息で無責任な度しがたい態度を取り続けているのである。原子力発電の前途に立ちはだかる深刻な事態に対して、被告は最早、完全に対応能力さえ欠いていると断ぜざるを得ないし、このような被告によって推進されている原子力発電所の建設は、近い将来必ずや重大な禍根を遺すこととなろう。

### 会計報告（83.8/5～9/3）

#### 収入

|         |         |
|---------|---------|
| 会費      | 14,000  |
| ニュース購読料 | 116,500 |
| カンパ     | 11,000  |
| 資料売上金   | 18,000  |
| コピー代金   | 57,000  |
| 計       | 217,200 |

#### 支出

|            |        |
|------------|--------|
| ニュース印刷代    | 16,000 |
| 振替手数料      | 730    |
| 郵送料        | 9,860  |
| 資料費        | 11,480 |
| 会場費        | 12,000 |
| 高松高裁出向援助費  | 20,000 |
| ゼロックス リース代 | 14,300 |
| 計          | 84,370 |

#### 差引

|       |         |
|-------|---------|
| 積立金合計 | 132,830 |
| 計     | 74,2947 |

## 伊方訴訟ニュース

第121号

1983年9月15日

伊方原発訴訟を支援する会（連絡先：530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル、藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112、口座 大阪 48780）

#### 控訴審

#### 「セイラム原発事故は安全審査の違法にダメ押し」

#### 準備書面を提出し、三度目の弁論再開要求

弁護団では8月18日、高松高裁に、三度目の弁論再開申立書を、準備書面（七）を添えて提出した。準備書面では、今年の2月、米国セイラム原発で発生した原子炉緊急停止（スクラム）失敗事故が、被告の「想定不適当事故」を完全に吹き飛ばしたことを指摘。

当日、高裁に出向いた藤田弁護団長によると、担当の高裁第4部は、「夏休み」と称して、書記官らも全員不在の異様さ。また、記者クラブなどでは、判決は10～11月と、予想しているとのことであった。

恐るべき事故が発生していたことが発覚した。

右事故はセイラム一号炉の緊急停止（スクラム）装置にかかる事故であって、この事故のみをもってしても、本件許可処分における災害評価の杜撰なること、かつ誤りであることは明らかであり、さらに当審になってから発生したTMI原発事故を併せ検討するならば、本件許可処分が原子炉規制法二四条一項四号に違反するものであることはそれこそ誰の眼にも火を見るより明らかである。

#### 準備書面（七）

##### 記

1. 原告はつとに、被告が本件伊方原子力発電所設置許可処分において行ったという災害評価が、事故選定においても、事故経過においても、極めて恣意的なものであることを繰り返し指摘してきた。とりわけ原告はTMI原発事故はこのことを事実をもって証明したこと力を説いた。しかるに被告はこれに対し何らの反論もできないまま今日に到っており、被告の「明ニ争ハサル」事実といつても過言ではない。

ところで裁判所による違法かつ不当な弁論

#### 弁論再開申立書（3）

控訴人らは、貴部の違法、不当かつ突如の弁論終結に対し、本年6月7日、同7月7日と弁論再開の申立をなしたが、ここに三度弁論再開の申立をする。

その理由は、前回のそれにさらに次の点を付加するものである。

すなわち、控訴人らの本日付準備書面で詳細に主張したように、貴部の右弁論終結後に、被控訴人が行ったという災害評価の事故選定、事故経過の恣意性を事実をもって、証明する

終結の後にも、本件許可処分において被告が行ったという災害評価の事故選定、事故経過の恣意性を事実をもって証明する恐るべき事故が発生していたことが発覚した。この事故はセイラム一号炉の緊急停止（スクラム）装置にかかる事故であって、この事故のみをもってしても、本件許可処分における災害評価の杜撰さは顕著であり、本件許可処分が原子炉規制法二四条一項四号に違反するものであることを白日の下にさらしたものといえる。

2. セイラム一号炉は、米国ニュージャージー州セイラム（Salem—フィラデルフィアの南西約五〇キロメートル）に設置され、パブリックサービス電気・ガス会社（PSEG社）所有で、電気出力一三〇万キロワットのウエスチングハウス社（WH社製）加圧水型原子炉を備え、伊方原子力発電所とほぼ同時期にあたる一九七七年に運転開始された。このセイラム一号炉において、弁論終結直前である一九八三年二月下旬に極めて重要な事故が発生し、この事故については米国原子力委員会（NRC）も「スリーマイル島原発事故以来最も重大な事故」であると指摘しているほどである（甲第五七八号証）。セイラム一号炉の事故経過はおよそ次のとおりであって、セイラム一号炉においては、わずか数日の間に二回事故が発生したが、まず問題になったのは二回目の事故であった。

セイラム一号炉は、一九八三年二月二五日出力を上昇中であって、一二ないし一四パーセントの出力状態に達していたところ、その四基ある蒸気発生器のうちの一基の水位が突如低下した。そのため原子炉を自動的に緊急停止（スクラム）する信号が発せられたが、原子炉はスクラムされないまま運転を継続し、

スクラム信号が発せられてから二五秒後に、これを知った運転員が手動によるスクラムの措置をとったことにより、原子炉はかろうじて停止した。スクラムされないまま、九〇秒以上経過しておれば、炉心の破損と放射能漏洩は不可避となり、TMI原発事故以来の深刻な事故が発生したのである（甲第五七八号証）。

ところが、セイラム一号炉の事故で重大なことは、右事故の原因を調査中に、実は右事故の三日前の一九八三年二月二二日にも同様な事故が発生していたことが発覚した。二月二二日時点では、出力は約二〇パーセントで運転していたところ、やはり蒸気発生器内の水位が低下し、これに気づいた運転員が手動でスクラムして原子炉を停止した。しかしこの時にも自動スクラムを指示する信号が発せられていたにもかかわらず、二月二五日と同様に自動スクラムに失敗していたことが明らかとなった。手動スクラムによって原子炉は停止したため、自動スクラムの失敗という極めて重大な事態が看過されていたのである。

3. セイラム一号炉の二回の事故についての調査の結果、自動的にスクラムしなかった原因は同一であることが判明した。

セイラム一号炉で使用される制御棒は、一定間隔に配置された一六ないし二〇本の制御棒を上部でまとめた集合体とされており（クラスタ方式）、原子炉運転中は制御棒は原子炉容器上部ふたに取りつけた電磁石によって、上部に引き上げられており、異常事態が発生し、スクラムを必要とする信号が発せられるとき、電磁石に流れていた電流が遮断器によって断たれるため、制御棒クラスタは自重によって炉心内の燃料棒の間に落下して、原子

炉を迅速に停止する仕組みとなっている。セイラム一号炉の制御棒とスクラムの仕組みは、加圧水型の原子炉では共通であって、伊方原子力発電所の原子炉においても、右セイラム一号炉と全く同様の仕組みとなっている。

セイラム一号炉で自動スクラムの信号が発せられているにもかかわらずスクラムしなかった原因は、スクラムに際して、原子炉の運転中制御棒クラスタを原子炉上部のふたに引き上げている電磁石の電流を遮断する遮断器の部品が磨耗していたため、スクラムの信号を受けても遮断器が動かず、全部の制御棒クラスタが引き上げられたままになって、スクラムしなかったことによるものであった。

動作しなかった遮断器はWH社製のDB-50型と呼ばれているものであるが、今回の事故調査により、この型の遮断器は、実は一九七一年と一九七三年の二回にわたり、スクラムに際して作動しなかったという事故がすでに発生していたことが、明るみに出された。そして、右二回の事故によりWH社では、すでに一九七四年から年二回の点検と清掃給油を行うよう点検指示書に書き入れていたが、PSEG社ではこの指示を見落としていたのだというのであるが、他方、PSEG社の今回の事故後の発表によれば、同社が指示書に従っていた遮断器の定例の動作テストでは、今回の事故の原因となった遮断器部品の磨耗を発見することができないことが判明したというのである。

4. 原子炉の自動スクラムにとって決定的な重要性をもつ電磁石の電流の遮断器については、設計の際にもその故障が予測されていて、WH社製の原子炉においても、別系統の二つの遮断器が設置されていて、そのうち一系統

が動作すれば、自動的にスクラムするようになっている。被告の喧伝する多重性が施されている。また原子炉事故の発生確率を予測したラスマッセン報告においても、右遮断器の故障を予測しているものの、二系統がともに故障してスクラムに失敗する確率は一〇〇万分の一としているにすぎない。しかしながら、セイラム一号炉の今回の事故では、二系統ある遮断器がいずれも作動しないという事故が現実に発生したのである。セイラム一号炉の事故は、被告の喧伝する多重性なるものがいかに信頼性の乏しいものであるか、あるいはラスマッセン報告の予測値がいかにデータメ的なものであるかを事実をもって証明したのである。

セイラム一号炉の今回の事故でも、スクラムの信号が発せられてから二五秒後に、運転員が自動的にスクラムせず、原子炉の運転が継続していることを知って、手動でスクラムしたというのであるが、これは事故当日の出力がわずか一二ないし一四パーセントと極めて低出力下にあったことが幸いしているのであって、もし、フル出力で運転していた場合に自動的なスクラムに失敗すれば、運転員の手動によるスクラムによっても炉心の過熱防止は不可能であり、炉心の破損と放射能の漏洩を防止できないのはもとより、さらに炉心溶融という最悪の事態を回避し得ないものと断することができます。

5. 原子炉のスクラムの失敗という事故が起これば、炉心は暴走し、炉心溶融することはいうまでもないところ、原子炉運転中に予測されるスクラム失敗事故全般について、安全設計や安全審査の際に考慮すべきかどうか、どのように考慮すべきかについて米国では長